関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示 事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実 施上の留意事項について」の一部改正について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

公益社団法人 日本医師会 御中

公益社団法人 日本歯科医師会 御中

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

一般社団法人 日本病院会 御中

公益社団法人 全日本病院協会 御中

公益社団法人 日本精神科病院協会 御中

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中

公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中

一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中

一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中

一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中

一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中

公益社団法人 日本看護協会 御中

一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中

公益財団法人 日本訪問看護財団 御中

独立行政法人 国立病院機構本部 御中

国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中

国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中

国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中

独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中

独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中

健康保険組合連合会 御中

全国健康保険協会 御中

公益社団法人 国民健康保険中央会 御中

社会保険診療報酬支払基金 御中

財務省主計局給与共済課 御中

文部科学省高等教育局医学教育課 御中

文部科学省高等教育局私学行政課 御中

総務省自治行政局公務員部福利課 御中

総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中

警察庁長官官房給与厚生課 御中

防衛省人事教育局御中

労働基準局労災管理課 御中

労働基準局補償課 御中

地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 長都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部)長 都道府県後期高齢者医療主管部 (局) 後期高齢者 医療主管課 (部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公 印 省 略)

「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について

今般、「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養の一部を改正する件」 (平成28年厚生労働省告示第366号)、「厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件」(平成28年厚生労働省告示第367号)が公布され、平成28年10月14日より適用されることとなったことに伴い、「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」(平成18年3月13日保医発第0313003号)の一部を下記のように改めるので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

- 第3 23中(6)を(7)とし、(2)から(5)を1ずつ繰り下げ、(1)の次に次のとおり加える。
 - (2) 保険外併用療養費の支給対象となる患者申出療養の施設基準は、当該療養を実施する に当たって、次のいずれにも該当している病院又は診療所であって、当該療養を適切に 実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものとする。
 - ① 保険医療機関において、当該療養を実施すること。
 - ② 当該療養を主として実施する医師又は歯科医師は、当該療養を実施する診療科において、常勤の医師又は歯科医師であること。

新旧対照表

第3 保険外併用療養に係る厚生労働大臣が定める基準等

(傍線の部分は改正部分)

改正	現 行
23 (略)	23 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 保険外併用療養費の支給対象となる患者申出療養の施設基準は、当該療養を実施するに当たって、次のいずれにも該当している病院又は診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものとする。 ① 保険医療機関において、当該療養を実施すること。 ② 当該療養を主として実施する医師又は歯科医師は、当該療養を実施する診療科において、常勤の医師又は歯科医師であること。	(新設)
<u>(3)~(7)</u> (略)	$(2) \sim (6)$ (略)